

技 術 基 準 原 案

ご覧いただくに当たってのご注意

- 1) 以下の技術基準原案は、国土交通省ホームページにおいて、パブリックコメント手続きのため公開されたものである。従って、その後実際に公布された政令、告示等の技術基準の内容とは異なっているところがある。
- 2) ここに示された技術基準原案は、旧建研若しくは国総研及び独法建研が、基準認証関係連絡調整会議及びそのWGを通じてその作成に当たったものであるが、一部について行ったものも含まれている。
- 3) 「日本住宅性能表示基準、評価方法基準（化学物質濃度測定追加）」については、主要な改正内容である、「室内空気中の化学物質の濃度等」に係る部分を掲載し、その他の部分は省略している。
- 4) 平成14年5月にパブリックコメント手続きがなされた既存住宅の現況検査等に関する住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正については、基準認証関係連絡調整会議とは別体制で技術的支援を行ったため、本資料には掲載していない。

最終改正 平成九年三月一十八日建設省告示第九百六十号
昭和五十七年建設省告示第五十六号

改 正 案 行 現

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法（主として、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により）、建築物を建築する工法をいう。）又は木質プレハブ工法（主として、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものをあらかじめ工場で接着した床及び壁により、建築物を建築する工法をいう。）を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第九までに、及び同令第三十八条第三項の規定に基づき、建築物等の基礎の構造方法を第二第一号に定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十に指定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法（木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により）、建築物を建築する工法をいう。）を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を次のように定める。

第一 適用の範囲等

- 一 地階を除く階数は三以下としなければならない。
- 二 耐力壁である外壁には、木質接着複合パネルとこれ以外の構造方法による壁とを併用してはならない。
- 三 耐力壁である間仕切り壁には、木質接着複合パネルとこれ以外の構造方法による壁とを併用してはならない。

第一 階数

地階を除く階数は三以下としなければならない。

第一 材料

- 一 構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。

第一 材料	
規格	構造部材の種類
枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号）。以下「枠組壁工法構造用製材規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百一号）に規定する化粧ぱり構造用集成材の規格、構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十三年農林省告示第千四百四十三号）に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用たて縫ぎ材の日本農林規格（平成三年農林省告示第七百一号。以下「枠組壁工法構造用たて縫ぎ材規格」という。）に規定する甲種たて縫ぎ材の特級、一級若しくは二級、機械による曲げ応力等級区分を行なう枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（平成三年農林省告示第七百二号）に規定する機械による曲げ応力等級区分を行なう枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（平成八年農林省告示第百十一号以下「構造用集成材規格」という。）に規定する集成材の規格	土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなき

第一 材料	
規格	構造部材の種類
枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百一号）に規定する化粧ぱり構造用集成柱の規格、構造用単板積層材の日本農林規格（昭和六十三年農林省告示第千四百四十三号）に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用たて縫ぎ材の日本農林規格（平成三年農林省告示第七百一号。以下「枠組壁工法構造用たて縫ぎ材規格」という。）に規定する甲種たて縫ぎ材の特級、一級若しくは二級、機械によ	土台、床根太、端根太、側根太、まぐさ、天井根太、たるき及びむなき

る曲げ応力等級区分を行なう枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（平成三年農林省告示第七百二号）に規定する機械による曲げ応力等級区分を行なう枠組壁工法構造用製材の規格又は構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林省告示第百十一号以下「構造用集成材規格」という。）に規定する集成材の規格

		（一）		二 構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構成部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格（構造耐力に係る規定を除く。）及び構造用集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材に係るものと除く。）又は針葉樹の下地用製材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第千八十五号）に規定する板類の一級		（六） 筋かい	
		構造部材の種類	材料の種類	規格			
屋外に面する部分に用いる壁材又は常に温潤の状態となるおそれのある部分に	パーティクルボード	構造用合板ル	構造用合板	構造用合板の日本農林規格（昭和四十四年農林省告示第千三百七十一号。以下「構造用合板規格」という。）に規定する特類	構造用パネルの日本農林規格（昭和六年農林省告示第三百六十号。以下「構造用パネル規格」という。）に規定する一級、二級、三級又は四級	日本工業規格A五九〇八（パーティクルボード）一九九四に規定する一八タイプ、一三タイプ、二四一一〇タイプ、一七・五一一〇・五タイプ又は三〇一一五	

(-)			
		構造部材の種類	材料の種類
			規格
屋外に面する部分に用いる壁材又は常に湿润の状態となるおそれのある部分に	ルボード バーティク	構造用合板 ル 構造用パネル	構造用合板の日本農林規格（昭和四十年農林省告示第千三百七十一号）以下「構造用合板規格」という。）に規定する特類 構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林省告示第三百六十号）以下「構造用パネル規格」という。）に規定する一級、二級、三級又は四級
○一一五タイプ	日本工業規格A五九〇八（バーティクルボード）—一九九四に規定する一八タイプ、一三タイプ、二四一〇タイプ、一七、五一〇・五タイプ又は三		□に掲げる規格（構造用集成材規格に規定する非對称異等級構成集成材に係るもの）を除く。）又は針葉樹の下地用製材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第千八十五号）に規定する板類の一級

五	四	三	二
壁の下枠	壁のたて枠	壁の上枠及び頭つなぎ	(一)に掲げる規格、日本工業規格G三三〇一一(溶融亜鉛めつき鋼板及び鋼帯)――一九九八に規定する鋼材の規格、日本工業規格G三三二一(溶融五十五%アルミニウム一重鉛合金鋼板及び鋼帯)――一九九八に規定する鋼材の規格、日本工業規格G三三二二(塗装溶融亜鉛めつき鋼板及び鋼帯)――一九九八に規定する鋼材の規格又は日本工業規格G三三二二(塗装溶融五十五%アルミニウム一重鉛めつき合金鋼板及び鋼帯)に規定する鋼材の規格
(二)に掲げる規格(耐力壁に使用する枠組材にあっては、(一)に掲げる規格に限る。)、枠組壁工法構造用製材規格に規定する甲種枠組材の三級若しくは乙種枠組材のコンストラクション若しくはスタンダード又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定する甲種継ぎ材の三級若しくは乙種たて継ぎ材のコンストラクション若しくはスタンダード	(二)に掲げる規格(構造用集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。)又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格	(二)に掲げる規格、枠組壁工法構造用製材規格に規定する乙種枠組材ユティリティ又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定する乙種たて継ぎ材のユティリティ	床板太及び天井根太

四	三	二	
壁の下枠	壁のたて枠	壁の上枠及び頭 つなぎ	(一)に掲げる規格、枠組壁工法構造用製材規格に規定する甲種枠組材の三級若しくは乙種枠組材のコンストラクション若しくはスタンダード又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定する甲種縦継ぎ材の三級若しくは乙種たて継ぎ材のコンストラクション若しくはスタンダード

	□				
	□				
(+)に掲げる部分 以外の部分に用 いる壁材					
ル 構造用合板	構造用パネ 日本工業規格に規定する特類又は一類	シージング ボード ミディアム デンジティ ーファイバ ーボード 火山性ガラス質複層板 ス質複層板 ラスシート 一九九四 (+)に掲げる 材料 (+)に掲げる 部分 以外の部分に用 いる壁材	日本工業規格 A 五九〇五 (繊維板) — 九九四に規定するシージングボード 日本工業規格 A 五九〇五 (繊維版) — ルル四に規定する中質繊維版三十タイプ (Mタイプ、Pタイプ) 日本工業規格 A 五四四〇 (火山性ガラス質複層板 (V/Sボード)) — 〇〇〇〇に規定する火山性ガラス質複層板 日本工業規格 A 五五二四 (ラスシート) 一九九四 (+)に掲げる 部分 以外の部分に用 いる壁材	日本工業規格 A 五九〇五 (繊維板) — 九九四に規定するシージングボード 日本工業規格 A 五九〇五 (繊維版) — ルル四に規定する中質繊維版三十タイプ (Mタイプ、Pタイプ) 日本工業規格 A 五五二四 (ラスシート) 一九九四 (+)に掲げる 部分 以外の部分に用 いる壁材	日本工業規格 A 五九〇五 (繊維板) — 九九四に規定するシージングボード 日本工業規格 A 五九〇五 (繊維版) — ルル四に規定する中質繊維版三十タイプ (Mタイプ、Pタイプ) 日本工業規格 A 五五二四 (ラスシート) 一九九四 (+)に掲げる 部分 以外の部分に用 いる壁材

ハードボー ド	日本工業規格 A 五九〇五 (繊維板) — 九九四に規定するハードファイバーボー ドの三五タイプ又は四五タイプ
硬質木片セ メント板	日本工業規格 A 五四〇四 (木質系セメン ト板) — 〇〇一に規定する硬質木片セ メント板
フレキシブ ル板	日本工業規格 A 五四三〇 (繊維強化セメ ント板) — 九九五に規定するフレキシ ブル板
石綿バーラ イト板	日本工業規格 A 五四三〇 (繊維強化セメ ント板) — 九九五に規定する〇・八パ ーライト板
石綿けい酸 カルシウム 板	日本工業規格 A 五四三〇 (繊維強化セメ ント板) — 九九五に規定する一・〇け い酸カルシウム板
製材	針葉樹の下地用製材の日本農林規格 (平 成八年農林水産省告示第千八十五号) に 規定する板類の一級

ハードボー ド	日本工業規格 A 五九〇五 (繊維板) — 九九四に規定するハードファイバーボー ドの三五タイプ又は四五タイプ
硬質木片セ メント板	日本工業規格 A 五四三〇 (繊維強化セ メント板) — 九九二に規定する硬質木片セ メント板
フレキシブ ル板	日本工業規格 A 五四三〇 (繊維強化セ メント板) — 九九五に規定するフレキシ ブル板
石綿バーラ イト板	日本工業規格 A 五四三〇 (繊維強化セ メント板) — 九九五に規定する〇・八パ ーライト板
石綿けい酸 カルシウム 板	日本工業規格 A 五四三〇 (繊維強化セ メント板) — 九九五に規定する一・〇け い酸カルシウム板
製材	針葉樹の下地用製材の日本農林規格 (平 成八年農林水産省告示第千八十五号) に 規定する板類の一級

	□	
	□	
(+)に掲げる部分 以外の部分に用 いる壁材		
ル 構造用合板	構造用パネ 日本工業規格に規定する特類又は一類	シージング ボード 一九九四に規定するシージングボード 日本工業規格 A 六九〇一 (せのこうボ ード製品) — 一九九四に規定するせのこうボ ード
		日本工業規格 A 五九〇五 (繊維板) — 九九四に規定するシージングボード 日本工業規格 A 五九〇五 (繊維版) — ルル四に規定する中質繊維版三十タイプ (Mタイプ、Pタイプ) 日本工業規格 A 五五二四 (ラスシート) 一九九四 (+)に掲げる 部分 以外の部分に用 いる壁材

日本工業規格A5908(バー・ティクルルボード)――九九四に規定する一八タイプ、一三タイプ、二四一一〇タイプ、一七・五一〇・〇五タイプ又は三〇一五タイプ	日本工業規格A5908(バー・ティクルボード)――九九四に規定する一八タイプ、一三タイプ、二四一一〇タイプ
床材又は屋根下地材	床材又は屋根下地材
硬質木片セメント板	日本工業規格A5908(木片セメント板)――九九四に規定する中質織維版三十タイプ(Mタイプ、Pタイプ)
ミディアムデンシティ	日本工業規格A5908(火山性ガラス質複層板)――九九四に規定する中質織維版三十タイプ(Mタイプ、Pタイプ)
ス質複層板	日本工業規格A5908(火山性ガラス質複層板)――九九四に規定する中質織維版三十タイプ(Mタイプ、Pタイプ)
イボード	日本工業規格A5908(火山性ガラス質複層板)――九九四に規定する中質織維版三十タイプ(Mタイプ、Pタイプ)
ミディアムデンシティ	日本工業規格A5908(火山性ガラス質複層板)――九九四に規定する中質織維版三十タイプ(Mタイプ、Pタイプ)
ス質複層板	日本工業規格A5908(火山性ガラス質複層板)――九九四に規定する中質織維版三十タイプ(Mタイプ、Pタイプ)
メント板	日本工業規格A5908(木片セメント板)――九九四に規定する中質織維版三十タイプ(Mタイプ、Pタイプ)

日本工業規格A5908(バー・ティクルボード)――九九四に規定する一八タイプ、一三タイプ、二四一一〇タイプ	日本工業規格A5908(バー・ティクルボード)――九九四に規定する一八タイプ、一三タイプ、二四一一〇タイプ
床材又は屋根下地材	床材又は屋根下地材
硬質木片セメント板	日本工業規格A5908(木片セメント板)――九九四に規定する中質織維版三十タイプ(Mタイプ、Pタイプ)
メント板	日本工業規格A5908(木片セメント板)――九九四に規定する中質織維版三十タイプ(Mタイプ、Pタイプ)

三 構造耐力上主要な部分に使用する材料で建設大臣が構造耐力上支障がないと認めたものについては、前各号の規定は適用しない。

三 構造耐力上主要な部分に使用する材料で建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第三十七条に規定する指定建築材料のうち次のいずれかに該当するもの又は前各号に掲げるもの以外の木材で国土交通大臣がその樹種、区分及び等級等に応じて基準強度の数値を指定したものについては、前各号の規定は適用しない。

(イ) 構造用鋼材及び鋳鋼(枠組材のうち床根太、天井根太、耐力壁以外の壁の上枠、頭つなぎ、耐力壁以外の壁のたて枠及び耐力壁以外の壁の下枠に用いる場合に限る。)

ロ 木質接着成形軸材料及び木質複合軸材料

ハ 木質断熱複合パネル
ニ 木質接着複合パネル

21 日本工業規格G3301(溶融亜鉛めつき鋼板及び鋼帯)――九九八に規定する鋼材の規格、日本工業規格G3302(溶融五十五%アルミニウム―亜鉛合金めつき鋼板及び鋼帯)――九九八に規定する鋼材の規格、日本工業規格G3303(塗装溶融亜鉛めつき鋼板及び鋼帯)――九九八に規定する鋼材の規格又は日本工業規格G3302(塗装溶融五十五%アルミニウム―亜鉛合金めつき鋼板及び鋼帯)に規定する鋼材の規格に適合するもの又は法第三十七条第一号の国土交通大臣の認定を受けた構造用鋼材及び鋳鋼を枠組材のうち床根太、天井根太、耐力壁以外の壁の上枠、頭つなぎ、耐力壁以外の壁の下枠に用いる場合には、これらを冷間でロールフロー・ミング加工又はプレス加工により成形したもの(以下「薄板軽量形鋼」という。)としなければならない。この場合にあって、薄板軽量形鋼の曲げ部分又はかしめ部分の内法は公称板厚の数値以上とし、厚さは〇・八ミリメートル以上とするものとする。

第三 基礎及び土台

一 建築物の基礎の構造は、次に定めるところによらなければならない。

イ 一体の鉄筋コンクリート造（二以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を緊結したもの）を含む。（以下同じ。）又は無筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎（地階を除く階数が二の建築物又は地階を除く階数が二である建築物で、特定行政庁が建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十二条第一項の規定によって指定した区域内におけるものにあつては、一体の鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎）とすること。

ロ 立上り部分の高さは地上部分で三十七センチメートル以上と、立上り部分の厚さは十二センチメートル（地階を除く階数が三である建築物にあつては、十五センチメートル）以上と、基礎の底盤の厚さは十二センチメートル以上とすること。

ハ 地階を除く階数が三である建築物の布基礎には、幅四十五センチメートル以上、厚さ十五センチメートル以上上のフーチングを設けること。

二 一階の耐力壁の下部には、土台を設けなければならない。ただし、地階を設ける等の場合であつて、当該耐力壁の直下の床根太等を構造耐力上有効に補強したいときは、この限りでない。

三 土台は、基礎に直径十二ミリメートル以上、長さ三十五センチメートル以上のアンカーボルトで緊結しなければならない。この場合において、アンカーボルトは、その間隔を一メートル以下として、かつ隅角部及び土台の継ぎ手の部分に配置すること。

第三 土台及び基礎

一 一階の耐力壁の下部には、土台を設けなければならない。ただし、地階を設ける等の場合であつて、当該耐力壁の直下の床根太等を構造耐力上有効に補強したいときは、この限りでない。

二 土台は、次に定めるところにより、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の布基礎（地階を除く階数が三の建築物又は地階を除く階数が二である建築物で、特定行政庁が令第四十二条第一項の規定によって指定した区域内におけるものにあつては、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎）に直径十二ミリメートル以上、長さ二十五センチメートル以上のアンカーボルトで緊結しなければならない。

イ 基礎は、その幅を十二センチメートル（地階を除く階数が三である建築物にあつては、十五センチメートル）以上、地面からその上端までの高さを三十七センチメートル以上とすること。

ロ 地階を除く階数が三である建築物の布基礎には、幅四十五センチメートル以上、厚さ十五センチメートル以上のフーチングを設けること。ただし、実験又は計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りではない。

ハ アンカーボルトは、その間隔を一メートル以下として、かつ隅角部及び土台の継ぎ手の部分に配置すること。

第四 土台

一 床根太、端根太及び側根太の寸法は、枠組工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、二一〇又は二一一に適合するもの又は、これら以上のものとしなければならない。

五 土台には、枠組壁工法構造用製材規格に規定する防腐処理を施した旨の表示がしてあるものを用いなければならない。ただし、同規格に規定する寸法型式四〇四、四〇六又は四〇八に適合するものを用いる場合においては、防腐剤塗布、浸せきその他これに類する防腐処理を施したものによることができる。

第四 床

一 床根太、端根太及び側根太の寸法は、枠組工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、二一〇又は二一一に適合するもの又は、これら以上のものとしなければならない。

二 床根太の支点間の距離は、八メートル以下としなければならない。床根太に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二一一に適合するものを用いる場合（当該根太を二以上緊結して用いる場合又は床根太の支点間の距離を四・五メートルを四・五メートル未満とする場合を除く）においては、三メートル以下ごとにころび止めを設けるべき止めを設けなければならない。

三 床根太相互及び床根太と側根太の間隔（以下「床根太間隔」という。）は、六十五センチメートル以下としなければならない。

四 床に設ける開口部は、これを構成する床根太と同寸法以上の断面を有する床根太で補強しなければならない。

上に構造耐力上安全であることが確かめられた方法により配置するときは、この限りではない。

三 土台の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、四〇四、四〇六又は四〇八に適合するものとしなければならない。

四 土台には、枠組壁工法構造用製材規格に規定する防腐処理を施した旨の表示がしてあるものを用いなければならない。ただし、同規格に規定する寸法型式四〇四、四〇六又は四〇八に適合するものを用いる場合においては、防腐剤塗布、浸せきその他これに類する防腐処理を施したものによることができる。

第四 床

一 床根太、端根太及び側根太の寸法は、枠組工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、二一〇又は二一一に適合するものとしなければならない。

二 床根太の支点間の距離は、八メートル以下とし、床根太に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二一一に適合するものを用いる場合（当該根太を二以上緊結して用いる場合又は床根太の支点間の距離を四・五メートル未満とする場合を除く）においては、三メートル以下ごとにころび止めを設けなければならない。

三 床根太相互及び床根太と側根太の間隔（以下「床根太間隔」という。）は、六十五センチメートル以下としなければならない。

四 床に設ける開口部は、これを構成する床根太と同寸法以上の断面を有する床根太で補強しなければならない。

五 二階又は三階の耐力壁の直下に耐力壁を設けない場合においては、当該耐力壁の直下の床根太は、構造耐力上有効に補強しなければならない。

六 床材は、厚さ十五ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十八ミリメートル以上のパーテイクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級のものに限る。）としなければならない。ただし、床根太間隔を五十センチメートル以下とする場合においては、厚さ十一ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十五ミリメートル以上のパーテイクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級、二級、三級（床根太相互又は床根太の間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、同規格に規定する一級又は二級）のものに限る。）と、床根太間隔を三十一センチメートル以下とする場合においては、厚さ十八ミリメートル以上の硬質木片セメント板と、それぞれすることができる。

七 床の各部材相互及び床の枠組と土台又は頭つなぎとは、次の表の繋結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の繋結の方法の欄に掲げるとおりに繋結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が次の表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合には、この限りでない。

（一）		（二）		（三）	
材 料 分 部 その他の部	床 材 と 床 組 部 分	床 材 の 外 周	床 材 の 外 周	床 材 と 床 組 部 分	床 材 の 外 周
B N 五〇	C N 五〇	B N 五〇	C N 五〇	B N 七五	C N 七五
一 トル以下 一 トル以下 一 トル以下 一 トル以下 一 トル以下 ト ン	— — — — — —	— — — — — —	— — — — — —	— — — — — ト ン	— — — — — —
一 九 九 一 に 規 定 す る 規 格 を 表 す も の と す る 。	日本工業規格A五五〇八（くぎ）一 号の表において同様とする。	日本工業規格A五五〇八（くぎ）一 号の表において同様とする。	日本工業規格A五五〇八（くぎ）一 号の表において同様とする。	日本工業規格A五五〇八（くぎ）一 号の表において同様とする。	日本工業規格A五五〇八（くぎ）一 号の表において同様とする。

繋結する部分	繋結の方法		許容せん断耐力
	くぎの種類	くぎの本数	
床根太と土台又は頭つなぎ	C N 七五	一本	一箇所あたり一〇〇
端根太又は側根太と土台又は頭つなぎ	C N 六五	三本	一箇所あたり一〇〇
地階を除く他の階	B N 六五	四本	一箇所あたり一〇〇
頭つなぎ	B N 七五	三本	一箇所あたり一〇〇

（一）		（二）		（三）	
材 料 分 部 その他の部	床 材 と 床 組 部 分	床 材 の 外 周	床 材 と 床 組 部 分	床 材 の 外 周	床 材 と 床 組 部 分
B N 五〇	C N 五〇	B N 五〇	C N 五〇	B N 七五	C N 七五
一 トル以下 一 トル以下 一 トル以下 一 トル以下 一 トル以下 ト ン	— — — — — —	— — — — — —	— — — — — ト ン	— — — — — —	— — — — — ト ン
一 九 九 一 に 規 定 す る 規 格 を 表 す も の と す る 。	日本工業規格A五五〇八（くぎ）一 号の表において同様とする。	日本工業規格A五五〇八（くぎ）一 号の表において同様とする。	日本工業規格A五五〇八（くぎ）一 号の表において同様とする。	日本工業規格A五五〇八（くぎ）一 号の表において同様とする。	日本工業規格A五五〇八（くぎ）一 号の表において同様とする。

繋結する部分	繋結の方法		許容せん断耐力
	くぎの種類	くぎの本数	
床根太と土台又は頭つなぎ	C N 七五	一本	一箇所あたり一〇〇
端根太又は側根太と土台又は頭つなぎ	C N 六五	三本	一箇所あたり一〇〇
地階を除く他の階	B N 六五	四本	一箇所あたり一〇〇
頭つなぎ	B N 七五	三本	一箇所あたり一〇〇

繋結する部分	繋結の方法		許容せん断耐力
	くぎの種類	くぎの本数	
床根太と土台又は頭つなぎ	C N 七五	一本	一箇所あたり一〇〇
端根太又は側根太と土台又は頭つなぎ	C N 六五	三本	一箇所あたり一〇〇
地階を除く他の階	B N 六五	四本	一箇所あたり一〇〇
頭つなぎ	B N 七五	三本	一箇所あたり一〇〇

五 二階又は三階の耐力壁の直下に耐力壁を設けない場合においては、当該耐力壁の直下の床根太は、構造耐力上有効に補強しなければならない。ただし、建設大臣がこれと同等以上の効力を有すると認める方法により補強するものについては、この限りではない。

六 床材は、厚さ十五ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十八ミリメートル以上のパーテイクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級のものに限る。）としなければならない。ただし、床根太間隔を五十センチメートル以下とする場合においては、同規格に規定する一級又は二級）のものに限る。）と、床根太間隔を三十一センチメートル以下とする場合においては、厚さ十二ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十五ミリメートル以上のパーテイクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級、二級、三級（床根太相互又は床根太の間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、同規格に規定する一級又は二級）のものに限る。）と、床根太間隔を三十一センチメートル以下とする場合においては、厚さ十八ミリメートル以上の硬質木片セメント板と、それぞれすることができる。

七 床の各部材相互及び床の枠組と土台又は頭つなぎとは、次の表の繋結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の繋結の方法の欄に掲げるとおりに繋結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が次の表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合には、この限りでない。

この表のくぎの種類の欄に掲げる記号は、日本工業規格A五五〇八（くぎ）一
号の表において同様とする。

八 二階以上の床を鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造とする場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の三第一号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。

九 一階の床を鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造とする場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。

十 次に掲げる場合において、当該床に常時作用している荷重（固定荷重と積載荷重（令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたものとする。））によつて生ずる応力度が、当該床の各断面の長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめられたものについては、前各号の規定は適用しない。

イ 大引き及び床つかを用いる場合

ロ 床ばり又は床トラスを用いる場合

ハ 床を法第二十七条第二号の認定を受けた木質断熱複合パネルとする場合

ホ 床根太を薄板軽量形鋼とする場合

第五 耐力壁等

一 耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように、つりあいよく配置しなければならない。ただし、耐力壁と併せて鉛直力上主要な部分が直接負担する構造としなければならない。

二 二階部分又は三階部分に耐力壁を設けずに当該部分を小屋とする場合においては、当該部分の小屋の荷重は原則としてそれぞれ一階又は二階の構造耐力上主要な部分が直接負担する構造としなければならない。

三 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、四〇四、四〇六又は四〇八に適合するもの又はこれら以上のものとしなければならない。

四 各階の張り間方向及びた行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向につき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超える場合においては次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以下の場合においては次の表一一二の耐力壁の種類（くぎ又はねじの種類及びくぎ又はねじの本数又は間隔の欄に掲げるもので止めつけたものに限る。）の欄に掲げる区分に応じて当該耐力壁の長さに同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計

を、その階の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、平成十二年建設省告示第千三百五十一号に定める面積をその階の床面積に加えた面積）に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が令八十八条第二項の規定によって指定した区域内における場合においては、次の表に掲げる数値のそれぞれ一・五倍として得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がはじめて得た数値以上としなければならない。

は、当該上の階を含む）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影影面積をいう。以下同じ）からその階の床面から高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

八 大引き及び床つかを用いる場合、床ばりを用いる場合、布基礎を鉄筋コンクリート造とする場合又は床を鉄筋コンクリート造若しくは無筋コンクリート造とする場合において、前各号に規定するものと同等以上の効力を有する方法によつて床を構成するものについては、これらの規定は、適用しない。

一 耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように、つりあいよく配置しなければならない。ただし、実験又は計算によつて柱を設けることができる。

第五 耐力壁等

一 耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように、つりあいよく配置しなければならない。ただし、実験又は計算によつて柱を設けることができる。

二 二階部分又は三階部分に耐力壁を設けずに当該部分を小屋とする場合においては、当該部分の小屋の荷重は原則としてそれぞれ一階又は二階の構造耐力上主要な部分が直接負担する構造としなければならない。

三 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、四〇四、四〇六又は四〇八に適合するものとしなければならない。

四 各階の張り間方向及びた行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向につき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超える場合においては次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以下の場合においては次の表一一二の耐力壁の種類の欄に掲げる区分に応じて当該耐力壁の長さに同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が令八十八条第二項の規定によって指定した区域内における場合においては、次の表に掲げる数値のそれぞれ一・五倍として得た数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影影面積をいう。以下同じ）からその階の床面から高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

耐力壁の種類	壁の構組と壁材との緊結の方法
C N 五〇	倍率
厚さ七・五ミリメートル以上の構造用合板規格一級の構造用合板、厚さ九ミリメートル以上の構造用合板規格二級の構造用合板、厚さ七ミリメートル以上のハードボード、厚さ一二ミリメートル以上の一バーテイクルボード又は構造用パネルを片面に打ち付けた耐力壁	くぎ又はね じの種類 隔数 ねじの本 間
以下メートル 〇センチ 部分は二 ル以下 他の 部分は 一〇セン 壁材の外	くぎ又はね じの種類 隔数 ねじの本 間

表

耐力壁の種類	倍率
<p>厚さ七・五ミリメートル以上の構造用合板、厚さ九ミリメートル以上の構造用合板規格二級の構造用合板、厚さ七ミリメートル以上のハーフボード、厚さ一一ミリメートル以上のペティカルボード又は構造用パネルを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	(+) (一)

1

四	四	四
厚さ六ミリメートル以上のフレキシブル板 二ミリメートル以上の石綿バーライト板又は厚さ八 ミリメートル以上の石綿けい酸カルシウム板を片側 全面に打ち付けた耐力壁	厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の 構造用合板規格一級の構造用合板又は厚さ五ミリメー トル以上七ミリメートル未満のハードボードを片側 全面に打ち付けた耐力壁	
一・五	一・五	

—17—

(一)	厚さ九ミリメートル以上 の構造用合板規格一級の 構造用合板を片側全面に 打ち付けた耐力壁	耐力壁の種類
C N 五 〇	くぎ又はね じの種類	くぎ又はね じの種類
以下 メートル 〇センチ 部分は二 その他の 部分は二 ル以下、 一〇セン チメート ル	隔 数又は間 ねじの本 数又は間 隔	くぎ又は ねじの本 数又は間 隔
三・五	倍率	倍率

(一)	厚さ一八ミリメートル以 上の筋かいを入れた耐 力壁	耐力壁の種類
(一)から(六)までに掲げる耐 力壁と(七)に掲げる筋かい と併用した耐力壁	上、幅八九ミリメートル 以上の筋かいを入れた耐 力壁	上、幅八九ミリメートル以 上の筋かいを入れた耐 力壁
B N 五 〇	C N 五 〇	B N 五 〇
くぎの種類 くぎのそれぞれに掲げるく ぎの本数 又は間隔	くぎの種類 くぎのそれぞれに掲げるく ぎの本数 又は間隔	くぎの種類 くぎのそれぞれに掲げるく ぎの本数 又は間隔
本 上 枠 二	下 枠 及 び	本 上 枠 二
上 枠 及 び	下 枠 及 び	上 枠 及 び
○・五	○・五	○・五

(一)	厚さ一二ミリメートル以 上のせつこうボード又は 厚さ一二ミリメートル以 上のシージングボードを 片側全面に打ち付けた耐 力壁	耐力壁の種類
(一)から(四)までに掲げる壁 材を両側全面に打ち付け た耐力壁	(一)から(四)までに掲げる壁 材を両側全面に打ち付け た耐力壁	(一)から(四)までに掲げる壁 材以外のものを片側全面に 打ち付けた耐力壁で、建設大臣 が(一)から(四)までに掲 げる耐力壁と同等以上の倍率 を有すると認めるもの
S N 四 〇	D T S N	W S F N 四 〇
くぎの種類 くぎのそれぞれに掲げるく ぎの本数 又は間隔	くぎの種類 くぎのそれぞれに掲げるく ぎの本数 又は間隔	くぎの種類 くぎのそれぞれに掲げるく ぎの本数 又は間隔
は間隔 の本数又 は間隔	は間隔 の本数又 は間隔	は間隔 の本数又 は間隔
大 臣 が認 めるく ぎの数 値	大 臣 が認 めるく ぎの数 値	大 臣 が認 めるく ぎの数 値
O・五 から五 までのそ れの数 値と(一) から(四) までのそ れの数 値との和 (五)を超 えるときは、 五)	O・五 から五 までのそ れの数 値と(一) から(四) までのそ れの数 値との和 (五)を超 えるときは、 五)	O・五 から五 までのそ れの数 値と(一) から(四) までのそ れの数 値との和 (五)を超 えるときは、 五)
○・五 から五 までの範 囲内にお いて国土 交通大臣が定 める数	○・五 から五 までの範 囲内にお いて国土 交通大臣が定 める数	○・五 から五 までの範 囲内にお いて国土 交通大臣が定 める数
交通大臣が定 める数	交通大臣が定 める数	交通大臣が定 める数
一	一	一

(一)	厚さ一二ミリメートル以上的せつこうボード又は厚さ一二ミリメートル以上のシージングボードを片側全面に打ち付けた耐力壁	耐力壁の種類
(一)から(四)までに掲げる壁 材を両側全面に打ち付け た耐力壁	(一)から(四)までに掲げる壁 材を両側全面に打ち付け た耐力壁	(一)から(四)までに掲げる壁 材以外のものを片側全面に 打ち付けた耐力壁で、建設大臣 が(一)から(四)までに掲 げる耐力壁と同等以上の倍率 を有すると認めるもの
S N 四 〇	D T S N	W S F N 四 〇
くぎの種類 くぎのそれぞれに掲げるく ぎの本数 又は間隔	くぎの種類 くぎのそれぞれに掲げるく ぎの本数 又は間隔	くぎの種類 くぎのそれぞれに掲げるく ぎの本数 又は間隔
は間隔 の本数又 は間隔	は間隔 の本数又 は間隔	は間隔 の本数又 は間隔
大 臣 が認 めるく ぎの数 値	大 臣 が認 めるく ぎの数 値	大 臣 が認 めるく ぎの数 値
O・五 から五 までのそ れの数 値と(一) から(四) までのそ れの数 値との和 (五)を超 えるときは、 五)	O・五 から五 までのそ れの数 値と(一) から(四) までのそ れの数 値との和 (五)を超 えるときは、 五)	O・五 から五 までのそ れの数 値と(一) から(四) までのそ れの数 値との和 (五)を超 えるときは、 五)
○・五 から五 までの範 囲内にお いて国土 交通大臣が定 める数	○・五 から五 までの範 囲内にお いて国土 交通大臣が定 める数	○・五 から五 までの範 囲内にお いて国土 交通大臣が定 める数
交通大臣が定 める数	交通大臣が定 める数	交通大臣が定 める数
一	一	一

(一)	厚さ九ミリメートル以上の構造用合板規格一級の 構造用合板を片側全面に打ち付けた耐力壁	耐力壁の種類
		倍率
三・五	倍率	倍率

耐力壁	<p>四</p> <p>厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の構造用合板規格二級の構造用合板、厚さ五ミリメートル以上のハードボード、厚さ一一ミリメートル未満のパーティクルボード又はパネルを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	
	S F N 四 五 〇	G N F 四 〇
	以下 メートル 部分は ○センチ その他の 部分は 二メートル 以下	くぎに掲げる くぎの種類 くぎに掲げる るくぎのけ 間隔

二

<p>四</p> <p>厚さ六ミリメートル以上のフレキシブル板、厚さ一一ミリメートル以上の石綿バーライト板、厚さ八ミリメートル以上のバルブセメント板、厚さ八ミリメートル以上の石綿けい酸カルシウム板又は厚さ一二ミリメートル以上の炭酸マグネシウム板を片側全面に打ち付けた耐力壁</p>		
<p>二</p>		

二

<p>四</p> <p>厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の構造用合板規格二級の構造用合板、厚さ七ミリメートル以上の構造用合板規格二級の構造用合板、厚さ九ミリメートル以上的ハードボード、厚さ一一ミリメートル以上のパーティクルボード又はパネルを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>		
<p>二</p>		
B N 五 〇	ト ル 以 下 ン チ メ タ ー に 掲 げ る く ぎ の け 間 隔	ト ル 以 下 ン チ メ タ ー に 掲 げ る く ぎ の け 間 隔

三

<p>四</p> <p>厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の構造用合板規格二級の構造用合板、厚さ七ミリメートル以上の構造用合板規格二級の構造用合板、厚さ九ミリメートル以上的ハードボード、厚さ一一ミリメートル以上のパーティクルボード又はパネルを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>		
<p>二</p>		

(a)	(b)	(c)	(d)
厚さ一八ミリメートル以上、幅八九ミリメートル以上の筋かいと併用した耐力壁	厚さ一八ミリメートル以上、幅八九ミリメートル以上の筋かいと併用した耐力壁	国土交通大臣の認定を受けたもの	(→から(→)までに掲げる壁材以外のものを片側全面に打ち付けた耐力壁
力壁と(+)に掲げるすじ交いと併用した耐力壁	(→から(→)までに掲げる耐力壁	くぎの種類	(→から(→)までに掲げる壁材以外のものを両側全面に打ち付けた耐力壁
くぎの種類	(→から(→)までに掲げるくぎの本数	(b)に掲げるくぎの種類	(→から(→)までに掲げるくぎの本数)
又は間隔	間隔	又は間隔	間隔
くぎの本数	までのぞれに掲げるくぎの本数	くぎの本数	くぎの本数
るときは、五	るときは、五	〇・五	〇・五
るときは、五	るときは、五	〇・五	〇・五

(e)	(f)	(g)	(h)
厚さ一三ミリメートル以上、幅二一センチメートル以上のシージングボード又はラスシート(角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上のものに限る。)を片側全面に斜めに打ち付けた耐力壁	厚さ一三ミリメートル以上、幅二一センチメートル以上のシージングボード又はラスシート(角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上のものに限る。)を片側全面に斜めに打ち付けた耐力壁	厚さ一三ミリメートル以上、幅二一センチメートル以上のシージングボード又はラスシート(角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上のものに限る。)を片側全面に斜めに打ち付けた耐力壁	厚さ一三ミリメートル以上、幅二一センチメートル以上のシージングボード又はラスシート(角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上のものに限る。)を片側全面に斜めに打ち付けた耐力壁
S N 四〇	C N 五〇	くぎの種類	くぎの種類
本上枠及び二下枠	二本上枠	下枠及びた	下枠及びた
○・五	○・五	○・五	○・五

(i)	(j)	(k)	(l)
厚さ一三ミリメートル以上のシージングボード又はラスシート(角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上のものに限る。)を片側全面に斜めに打ち付けた耐力壁	厚さ一三ミリメートル以上のシージングボード又はラスシート(角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上のものに限る。)を片側全面に斜めに打ち付けた耐力壁	厚さ一三ミリメートル以上のシージングボード又はラスシート(角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上のものに限る。)を片側全面に斜めに打ち付けた耐力壁	厚さ一三ミリメートル以上のシージングボード又はラスシート(角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上のものに限る。)を片側全面に斜めに打ち付けた耐力壁
耐力壁	耐力壁	耐力壁	耐力壁
一・五	一・五	一・五	一・五
一	一	一	一

の表において、SFN四五、CNHIO、BNHIO、GNF四〇及びSN四〇は、それぞれ、日本工業規格AHHO八（以下）一一九二一に規定するSN四五、CNHIO、BNHIO、GNF四〇及びSN四〇を、WSNは、日本工業規格B一一一（十字穴付き木ねじ）一一九五に適合する十字穴つき木ねじである。

呼び径及び長さが、それぞれ、三・八ミリメートル及び三・一ミリメートル以上とのものを表すものとする。

一一九五に適合するドリリングタッピングねじであって、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれ、トランバッシュ、四・一ミリメートル及び三・〇ミリメートル以上のものを表すものとする。

表1

建築物	階の床面積に乗ずる数値（単位 一平方メートルにつきセンチメートル）
地階を除く 一階の建築物（以下「一階建の建築物」といふ。）	地階を除く 一階の建築物（以下「一階建の建築物」といふ。）
二階の建築物（以下「二階建の建築物」といふ。）	二階を除く 二階の建築物（以下「二階建の建築物」といふ。）
三階の建築物（以下「三階建の建築物」といふ。）	三階を除く 三階の建築物（以下「三階建の建築物」といふ。）
上層に複数の建築物がある建築物（以下「複数層の建築物」といふ。）	上層に複数の建築物がある建築物（以下「複数層の建築物」といふ。）

建築物	階の床面積に乗ずる数値（単位 一平方メートルにつきセンチメートル）
地階を除く 一階の建築物（以下「一階建の建築物」といふ。）	地階を除く 一階の建築物（以下「一階建の建築物」といふ。）
二階の建築物（以下「二階建の建築物」といふ。）	二階を除く 二階の建築物（以下「二階建の建築物」といふ。）
三階の建築物（以下「三階建の建築物」といふ。）	三階を除く 三階の建築物（以下「三階建の建築物」といふ。）
上層に複数の建築物がある建築物（以下「複数層の建築物」といふ。）	上層に複数の建築物がある建築物（以下「複数層の建築物」といふ。）

口		(一)		多雪区域 (令八十六 条第二項た だし書の規 定によつて 特定行政庁 が指定する 多雪区域を する種い う。以下 同じ)以外 の区域にお ける建築物 の他の材 料でよい たるもの		多雪区域 (令八十六 条第二項た だし書の規 定によつて 特定行政庁 が指定する 多雪区域を する種い う。以下 同じ)以外 の区域にお ける建築物 の他の材 料でよい たるもの	多雪区域 (令八十六 条第二項た だし書の規 定によつて 特定行政庁 が指定する 多雪区域を する種い う。以下 同じ)以外 の区域にお ける建築物 の他の材 料でよい たるもの	多雪区域 (令八十六 条第二項た だし書の規 定によつて 特定行政庁 が指定する 多雪区域を する種い う。以下 同じ)以外 の区域にお ける建築物 の他の材 料でよい たるもの	多雪区域 (令八十六 条第二項た だし書の規 定によつて 特定行政庁 が指定する 多雪区域を する種い う。以下 同じ)以外 の区域にお ける建築物 の他の材 料でよい たるもの	多雪区域 (令八十六 条第二項た だし書の規 定によつて 特定行政庁 が指定する 多雪区域を する種い う。以下 同じ)以外 の区域にお ける建築物 の他の材 料でよい たるもの	
多雪区域に おける建築 物	垂直最深 積雪量が 一メートル の区域にお けるもの	IIH4	IIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4
屋根をそ の他の材 料でよい たるもの		IIH4	IIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4
IIH4	IIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4
IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4
IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4
IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4
IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4
IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4
IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4
IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4
IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4	IIIH4

□	(+)に掲げる区域以外の区域	区域	見付面積に乘ずべき数値 (単位 一平方メートルに つきセンチメートル)
○	(+)に掲げる区域以外の区域	区域	見付面積に乘ずべき数値 (単位 一平方メートルに つきセンチメートル)

表三	
□	(+)に掲げる区域以外の区域

屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が三〇度を超える建築物又は雪下ろしを行ふ慣習のある地方における建築物については、垂直最深積雪量がそれぞれ次のイ又はロに定める数値の区域に存する建築物と見なしてこの表の(+)を適用した場合における数値とすることができる。この場合において、垂直最深積雪量が一メートル未満の区域に存する建築物とみなされるものについては、平屋建て建築物にあっては二五と三九とを、一階建ての建築物の一階にあっては四三と五七とを、二階建ての建築物の二階にあっては三三と五一とを、小屋裏利用の三階建ての建築物の一階にあっては五一と六六とを、小屋裏利用の三階建ての建築物の二階にあっては四二と六〇とを、三階建ての建築物の一階にあっては六〇と七四とを、三階建ての建築物の二階にあっては五一と六八とを、三階建ての建築物の三階にあっては三五と五五とをそれぞれ直線的に延長した数値とする。
二五と三九とを直線的に補間した数値
四三と五七とを直線的に補間した数値
三三と五一とを直線的に補間した数値
五二と六六とを直線的に補間した数値
四二と六〇とを直線的に補間した数値
六〇と七四とを直線的に補間した数値
五一と六八とを直線的に補間した数値
三五と五五とを直線的に補間した数値

屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が三〇度を超える建築物又は雪下ろしを行ふ慣習のある地方における建築物については、垂直最深積雪量がそれぞれ次のイ又はロに定める数値の区域に存する建築物と見なしてこの表の(+)を適用した場合における数値とすることができる。この場合において、垂直最深積雪量が一メートル未満の区域に存する建築物とみなされるものについては、平屋建て建築物にあっては二五と三九とを、一階建ての建築物の一階にあっては四三と五七とを、二階建ての建築物の二階にあっては三三と五一とを、小屋裏利用の三階建ての建築物の一階にあっては五一と六六とを、小屋裏利用の三階建ての建築物の二階にあっては四二と六〇とを、三階建ての建築物の一階にあっては六〇と七四とを、三階建ての建築物の二階にあっては五一と六八とを、三階建ての建築物の三階にあっては三五と五五とをそれぞれ直線的に延長した数値とする。
二五と三九とを直線的に補間した数値
四三と五七とを直線的に補間した数値
三三と五一とを直線的に補間した数値
五二と六六とを直線的に補間した数値
四二と六〇とを直線的に補間した数値
六〇と七四とを直線的に補間した数値
五一と六八とを直線的に補間した数値
三五と五五とを直線的に補間した数値

表三	
□	(+)に掲げる区域以外の区域

五 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁により囲まれた部分の水平線投影面積は四十平方メートル（床の枠組と床材を繋結する部分を構造耐力上有効に補強した場合は六十平方メートル）以下としなければならない。

六 外壁の耐力線相互の交さ部（以下この号において「交さ部」という。）には、長さ九十センチメートル以上の耐力壁を一以上設けなければならない。

ただし、交さ部をこれと同等以上に構造耐力上有効に補強した場合において、交さ部に接する開口部又は交さ部からの距離が九十センチメートル未満の開口部で、幅（交さ部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を設ける場合は、それらの幅の合計とする。）が四メートル以下のものを設けるときは、この限りではない。

七 耐力壁のたて枠相互の間隔は、次の表に掲げる数値以下（たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六又は四〇六に適合するものを用いる耐力壁については、五十センチメートル以下〔三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物については、六十五センチメートル〕以下、たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇八又は四〇八に適合するものを用いる耐力壁については六十五センチメートル以下）としなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合には、たて枠相互の間隔は、当該計算に基づく数値（当該数値が六十五センチメートルを超えるときは、六十五センチメートル）とすることができる。

(二)		(一)		建 築 物	多 雪 区 域 に お け る 建 築 物	多 雪 区 域 以 外 の 区 域 に お け る 建 築 物	
多 雪 区 域 に お け る 建 築 物	多 雪 区 域 に お け る 建 築 物	多 雪 区 域 に お け る 建 築 物	多 雪 区 域 に お け る 建 築 物				
垂 直 最 深 積 雪 量 が 一 メートル を 超 え 一・五 メー トル 以 下 の 区 域 に お れ る も の	五〇	五〇	五〇	六五	三階建ての建 築物の三階、 二階建ての建 築物の二階又 は平屋建ての 建築物（単位 センチメート ル）	三階建ての建 築物の二階、 小屋裏利用の 建築物の一階の 建築物（単位 センチメート ル）	三階建ての建 築物の二階、 小屋裏利用の 建築物の一階の 建築物（単位 センチメート ル）
垂 直 最 深 積 雪 量 が 一 メートル を 超 え 一・五 メー トル 以 下 の 区 域 に お れ る も の	三五	四五	四五	五〇	三階建ての建 築物の三階、 二階建ての建 築物の二階又 は平屋建ての 建築物（単位 センチメート ル）	三階建ての建 築物の二階、 小屋裏利用の 建築物の一階の 建築物（単位 センチメート ル）	三階建ての建 築物の二階、 小屋裏利用の 建築物の一階の 建築物（単位 センチメート ル）
垂 直 最 深 積 雪 量 が 一 メートル を 超 え 一・五 メー トル 以 下 の 区 域 に お れ る も の	一一	三五	三五	四五	三階建ての建 築物の三階、 二階建ての建 築物の二階又 は平屋建ての 建築物（単位 センチメート ル）	三階建ての建 築物の二階、 小屋裏利用の 建築物の一階の 建築物（単位 センチメート ル）	三階建ての建 築物の二階、 小屋裏利用の 建築物の一階の 建築物（単位 センチメート ル）

(二)		(一)		建 築 物	多 雪 区 域 に お け る 建 築 物	多 雪 区 域 以 外 の 区 域 に お け る 建 築 物	
多 雪 区 域 に お け る 建 築 物	多 雪 区 域 に お け る 建 築 物	多 雪 区 域 に お け る 建 築 物	多 雪 区 域 に お け る 建 築 物				
垂 直 最 深 積 雪 量 が 一 メートル を 超 え 一・五 メー トル 以 下 の 区 域 に お れ る も の	五〇	五〇	五〇	六五	三階建ての建 築物の三階、 二階建ての建 築物の二階又 は平屋建ての 建築物（単位 センチメート ル）	三階建ての建 築物の二階、 小屋裏利用の 建築物の一階の 建築物（単位 センチメート ル）	三階建ての建 築物の二階、 小屋裏利用の 建築物の一階の 建築物（単位 センチメート ル）
垂 直 最 深 積 雪 量 が 一 メートル を 超 え 一・五 メー トル 以 下 の 区 域 に お れ る も の	三五	四五	四五	五〇	三階建ての建 築物の三階、 二階建ての建 築物の二階又 は平屋建ての 建築物（単位 センチメート ル）	三階建ての建 築物の二階、 小屋裏利用の 建築物の一階の 建築物（単位 センチメート ル）	三階建ての建 築物の二階、 小屋裏利用の 建築物の一階の 建築物（単位 センチメート ル）
垂 直 最 深 積 雪 量 が 一 メートル を 超 え 一・五 メー トル 以 下 の 区 域 に お れ る も の	一一	三五	三五	四五	三階建ての建 築物の三階、 二階建ての建 築物の二階又 は平屋建ての 建築物（単位 センチメート ル）	三階建ての建 築物の二階、 小屋裏利用の 建築物の一階の 建築物（単位 センチメート ル）	三階建ての建 築物の二階、 小屋裏利用の 建築物の一階の 建築物（単位 センチメート ル）

五 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁により囲まれた部分の水平線投影面積は四十平方メートル（床の枠組と床材を繋結する部分を構造耐力上有効に補強した場合は六十平方メートル）以下としなければなければならない。

六 外壁の耐力線相互の交さ部（以下この号において「交さ部」という。）には、長さ九十センチメートル以上の耐力壁を一以上設けなければならない。

ただし、交さ部をこれと同等以上に構造耐力上有効に補強した場合において、交さ部に接する開口部又は交さ部からの距離が九十センチメートル未満の開口部で、幅（交さ部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を設ける場合は、それらの幅の合計とする。）が四メートル以下のものを設けるときは、この限りではない。

七 耐力壁のたて枠相互の間隔は、次の表に掲げる数値以下（たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六又は四〇六に適合するものを用いる耐力壁については、五十センチメートル以下〔三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物については、六十五センチメートル〕以下、たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇八又は四〇八に適合するものを用いる耐力壁については六十五センチメートル以下）としなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合には、たて枠相互の間隔は、当該計算に基づく数値（当該数値が六十五センチメートルを超えるときは、六十五センチメートル）とすることができる。

六 外壁の耐力線相互の交さ部（以下この号において「交さ部」という。）には、長さ九十センチメートル以上の耐力壁を一以上設けなければならない。

ただし、交さ部をこれと同等以上に構造耐力上有効に補強した場合において、交さ部に接する開口部又は交さ部からの距離が九十センチメートル未満の開口部で、幅（交さ部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を設ける場合は、それらの幅の合計とする。）が四メートル以下のものを設けるときは、この限りではない。

七 耐力壁のたて枠相互の間隔は、次の表に掲げる数値以下（たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六又は四〇六に適合するものを用いる耐力壁については、五十センチメートル以下〔三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物については、六十五センチメートル〕以下、たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇八又は四〇八に適合するものを用いる耐力壁については六十五センチメートル以下）としなければならない。ただし、実験又は計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、たて枠相互の間隔は、当該実験又は計算に基づく数値（当該数値が六十五センチメートルを超えるときは、六十五センチメートル）とすることができる。

物とみなされるもの	垂直最深積雪量が五〇センチメートルを超える区域に存する建築物とみなされるもの	五〇	四五	四一	四	四五	四一	五〇	四五	四一	のとみなされるもの			
八 各耐力壁の隅角部及び交さ部にはそれぞれ三本以上のたて枠を用いるも とし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効でなければならない。	九 屋外に面する部分で、かつ、隅角部又は開口部の両端の部分にある耐力壁 のたて枠は、直下の床の枠組に金物（くぎを除く。以下同じ。）又は壁材で 構造耐力上有効に緊結しなければならない。	十 耐力壁の上部には、当該耐力壁の上枠と同寸法の断面を有する頭つなぎを 設け、耐力壁相互を構造耐力上有効に緊結しなければならない。	十一 耐力壁線に設ける開口部の幅は四メートル以下とし、かつ、その幅の合 計は当該耐力壁線の長さの四分の三以下としなければならない。	十二 幅九十センチメートル以上の開口部の上部には、開口部を構成するた て枠と同寸法以上の断面を有するまぐさ受けによつて指示されるまぐさを構 造耐力上有効に設けなければならない。ただし、これと同等以上の構造耐力上 有効な補強を行つた場合においては、この限りではない。	八 各耐力壁の隅角部及び交さ部にはそれぞれ三本以上のたて枠を用いるも とし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効でなければならない。	九 屋外に面する部分で、かつ、隅角部又は開口部の両端の部分にある耐力壁 のたて枠は、直下の床の枠組に金物（くぎを除く。以下同じ。）又は壁材で 構造耐力上有効に緊結しなければならない。	十 耐力壁の上部には、当該耐力壁の上枠と同寸法の断面を有する頭つなぎを 設け、耐力壁相互を構造耐力上有効に緊結しなければならない。	十一 耐力壁線に設ける開口部の幅は四メートル以下とし、かつ、その幅の合 計は当該耐力壁線の長さの四分の三以下としなければならない。	十二 幅九十センチメートル以上の開口部の上部には、開口部を構成するた て枠と同寸法以上の断面を有するまぐさ受けによつて指示されるまぐさを構 造耐力上有効に設けなければならない。ただし、これと同等以上の構造耐力上 有効な補強を行つた場合においては、この限りではない。	八 各耐力壁の隅角部及び交さ部にはそれぞれ三本以上のたて枠を用いるも とし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効でなければならない。	九 屋外に面する部分で、かつ、隅角部又は開口部の両端の部分にある耐力壁 のたて枠は、直下の床の枠組に金物（くぎを除く。以下同じ。）又は壁材で 構造耐力上有効に緊結しなければならない。	十 耐力壁の上部には、当該耐力壁の上枠と同寸法の断面を有する頭つなぎを 設け、耐力壁相互を構造耐力上有効に緊結しなければならない。	十一 耐力壁線に設ける開口部の幅は四メートル以下とし、かつ、その幅の合 計は当該耐力壁線の長さの四分の三以下としなければならない。	十二 幅九十センチメートル以上の開口部の上部には、開口部を構成するた て枠と同寸法以上の断面を有するまぐさ受けによつて指示されるまぐさを構 造耐力上有効に設けなければならない。ただし、これと同等以上の構造耐力上 有効な補強を行つた場合においては、この限りではない。

		屋根に雪止めがない、かつ、その勾配が度を超える建築物又は雪下ろしを行う慣習のある地方における建築物については、垂直最深積雪量がそれぞれ第三号の表二のイ又はロの定める数値の区域に存する建築物とみなして、この表の(二)を適用した場合における数値とすることができる。この場合において、垂直最深積雪量が一メートル未満の区域に存する建築物とみなされるものについては、次の表の通りとする。	
		一メートルを超過二メートル以下の区域におけるもの	一メートル未満の区域
五〇	垂直最深積雪量 が五〇センチメートル以下の区域に存する建築	建築物 三階建ての建築 物の三階、二階 建ての建築物の 二階又は平屋建 ての建築物（單 位 センチメー トル）	三階建ての建築 物の二階、小屋 裏利用の三階建 ての建築物の二 階又は階建ての 建築物の一階 (単位 センチ メートル)
五〇			小屋裏利用の三階建て の建築物の一階の建築 物（単位 センチメー トル）
四五			

建物 域に存する建築	垂直最深積雪量 が五〇センチメートル以下の区域	建築物		三階建ての建築物 の三階、二階建て の建築物の二階又 は平屋建ての建築 物(単位 メートル) センチメートル	三階建ての建築 物の二階、小屋 裏利用の三階建 ての建築物の二 階又は階建ての 建築物の一階 (単位 センチメー トル)	小屋裏利用の三階建て の建築物の一階の建築 物(単位 センチメー トル)	屋根に雪止めがない、かつその勾配が度を超える建築物又は雪下ろしを行 う慣習のある地方における建築物については、垂直最深積雪量がそれぞれ第三 号の表二のイ又はロの定める数値の区域に存する建築物とみなして、この表の (イ)を適用した場合における数値とすることができる。この場合において、 垂直最深積雪量が一メートル未満の区域に存する建築物とみなされるものにつ いては、次の表の通りとする。	
		四五	三五	三一			垂直最深積雪量 が一・五メートル 以下の区域	におけるもの
五〇	五〇							
四五	四五							

屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が度を超える建築物又は雪下ろしを行う慣習のある地方における建築物については、垂直最深積雪量がそれぞれ第三号の表二のイ又はロの定める数値の区域に存する建築物とみなして、この表の(二)を適用した場合における数値とことができる。この場合において、垂直最深積雪量が一メートル未満の区域に存する建築物とみなされるものについては、次の表の通りとする。

垂直最深積雪量 が一・五メートルを超え る以下の区域	屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が度を超える建築物又は雪下ろしを行 う慣習のある地方における建築物については、垂直最深積雪量がそれぞれ第三 号の表二のイ又はロの定める数値の区域に存する建築物とみなして、この表の におけるもの	四五	三五	三一
(一) を適用した場合における数値とすることができる。この場合において、 垂直最深積雪量が一メートル未満の区域に存する建築物とみなされるものにつ いては、次の表の通りとする。				

十三 筋かいには、欠込みをしてはならない

四 壁の各部材相互及び壁と床、頭つなぎ又はまぐさ受けとは、次の表の繋結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の繋結方法の欄に掲げるとおり繋結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が次の表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りではない。

十五 削除		端部 筋かいの両 壁の枠組と て枠又はま ぐさ受け	四		曰			
			なぎ	上枠と頭つ	BN九〇	CN九〇	BN九〇	CN九〇
B N六五	C N六五	BN七五	CN七五	BN九〇	CN九〇	BN九〇	CN九〇	CN九〇
三本	下枠 たて 枠及び上枠	下枠、たて 枠及び上枠	二本	一	一	一	一	一
ノ	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一箇所当たり一 一〇〇ニヨート	一箇所当たり一 一〇〇ニヨート	一	一	一	一	一	一

十五 壁の枠組と 筋かいの両 端部	四		三			
	壁の枠組と 筋かいの両	たて枠とた て枠又はま ぐさ受け	たて枠とた て枠又はま ぐさ受け	なぎ	上枠と頭つ なぎ	階 他の その
B N 六五	C N 六五	B N 七五	C N 七五	B N 九〇	C N 九〇	B N 九〇
三本 下枠、たて 枠及び上枠	一本 下枠、たて 枠	下枠、たて 枠及び上枠	一	一	一	一
一	一	一	一〇センチメ ートル以下	三〇センチメ ートル以下	一メートル当た り二二〇キログ ラム	一メートル當た り一六〇キログ ラム
一箇所当たり一 〇キログラム			ラム			一メートル當た り一六〇キログ ラム

十五
壁の枠組と壁材は、次の表に掲げるとおり繋結しなければならない。ただし、建設大臣が次の表に掲げるものと同等以上の効力を有すると認める方法により繋結するものについては、この限りではない。

十三 筋かいには、欠込みをしてはならない

十四 壁の各部材相互及び壁と床、頭つなぎ又はまぐさ受けとは、次号を適用する場合を除き、次の表の繋結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それ同表の繋結方法の欄に掲げるとおり繋結しなければならない。ただし構造計算又は実験によつて接合部の短期応力に対する許容せん断応力が次の表の許容せん断応力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合には、この限りではない。

口		（-）				緊結する部
組枠の床と枠下		枠又はした		たて枠と上	分	
階の建築の建物一階						
B N 九〇	C N 九〇	B N 六五	B N 七五	C N 六五	C N 七五	くぎの種類
		四本		三本	二本	くぎの本数
一七センチメートル以下	一トール以下	二五センチメートル以下				くぎの間隔
一トール	一メートル	一メートル当た り三一〇〇ニュ			〇〇〇ニヨート	許容せん断耐力

口		（-）			
組の枠と床下枠		枠又はしたたて枠と上枠		分 繫結する部	
階の一建築の建物	三階				繫結の方法
B N 九 〇	C N 九 〇	B N 六 五	B N 七 五	C N 九 〇	くぎの種類
一	一	四本	三本	一	くぎの本数
一トール以下	二五センチメートル以下	一		一	くぎの間隔
ラム	一メートル当た り三二一〇キログラム	一箇所当たり一 〇〇キログラム		一箇所当たり一 〇〇キログラム	許容せん断応力

十六 地階の壁は、鉄筋コンクリート造としなければならない。ただし、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分以外の壁は、これに作用する荷重及び外力に対して、第一号及び第三号から前号までの規定に準じ、構造耐力上安全なものとした枠組壁工法による壁とすることと

壁材	この表において、S FN四五、C N五〇、B N五〇、G NF四〇及びS N四〇は、それぞれ、日本工業規格A五五〇八(くぎ)一一九二に規定するS FN四五、C NH〇、B N五〇、G NF四〇及びS N四〇を、W SNは、日本工業規格B一一一一(十字穴付き木ねじ)一一九五に適合する十字穴つき木ねじであつて、呼び径及び長さが、それぞれ、三・八ミリメートル及び三二ミリメートル以上のものを、D T S Nは、日本工業規格B一一二五(ドリリングタッピングねじ)一一九五に適合するドリリングタッピングねじであつて、頭部の形状による種類 呼び径及び長さが、それぞれ、トランペット、四・二ミリメートル及び三〇ミリメートル以上のものを表すものとする。		
	B N五〇	C N五〇	S N四〇
	下枠、たて 枠及び上枠 三本	下枠、たて 枠及び上枠 二本	下枠、たて 枠及び上枠 一本

壁材の種類	くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの本数	くぎ又はねじの間隔
構造用合版、パネル	○センチメートル以下	壁材の外周部分は一〇センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下	壁材の外周部分は一〇センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下
ティクルボード、	七・五センチメートル以下	壁材の外周部分は七・五センチメートル以下、その他の部分は二五センチメートル以下	壁材の外周部分は七・五センチメートル以下、その他の部分は二五センチメートル以下
ハードボード、構造用パネル、硬質木片セメント板、ラスシート又は第二の第三号の規定により建設大臣が認める材料	八センチメートル以下	壁材の外周部分は八センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下	壁材の外周部分は八センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下
パルプセメント板	八センチメートル以下	壁材の外周部分は八センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下	壁材の外周部分は八センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下
せつこうボード	八センチメートル以下	壁材の外周部分は八センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下	壁材の外周部分は八センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下
G NF四〇	八センチメートル以下	壁材の外周部分は八センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下	壁材の外周部分は八センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下
S FN四五	八センチメートル以下	壁材の外周部分は八センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下	壁材の外周部分は八センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下
W SN	八センチメートル以下	壁材の外周部分は八センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下	壁材の外周部分は八センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下
D T S N	八センチメートル以下	壁材の外周部分は八センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下	壁材の外周部分は八センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下
シージングボード	八センチメートル以下	壁材の外周部分は八センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下	壁材の外周部分は八センチメートル以下、その他の部分は二〇センチメートル以下

ができる。

第六 根太の横架材

床根太、天井根太その他の架材には、その中央部付近の下側に耐力上支障のある欠込みをしてはならない。

第七 小屋

一 たるき及び天井根太の寸法は、枠組工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、二一〇又は二一一に適合するもの又はこれら以上のもとしなければならない。

二 たるき相互の間隔は、六十五センチメートル以下としなければならない。

三 たるきには、たるきつなぎを構造耐力上有効に設けなければならない。

四 ト拉斯は、これに作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

五 たるき又はト拉斯は、頭つなぎ及び上枠に金物で構造耐力上有効に緊結しなければならない。

六 小屋組には、振れ止めを設けなければならない。

七 屋根には、風圧力その他の外力に対して安全なものとしなければならない。

八 屋根下地材は、厚さ十二ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十五ミリメートル以上のパーテイクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級若しくは二級ものに限る。）としなければならない。ただし、たるき相互間の間隔を五十センチメートル以下とする場合においては、厚さ九ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十二ミリメートル以上のパーテイクルボード、

ができる。

第六 根太の横架材

床根太、天井根太その他の架材には、その中央部付近の下側に耐力上支障のある欠込みをしてはならない。

第七 小屋

一 たるき及び天井根太の寸法は、枠組工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、二一〇又は二一一に適合するものとしなければならない。

二 たるき相互の間隔は、六十五センチメートル以下としなければならない。

三 たるきには、たるきつなぎを構造耐力上有効に設けなければならない。

四 ト拉斯は、これに作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

五 たるき又はト拉斯は、頭つなぎ及び上枠に金物で構造耐力上有効に緊結しなければならない。

六 小屋組には、振れ止めを設けなければならない。

七 屋根には、風圧力その他の外力に対して安全なものとしなければならない。

八 屋根下地材は、厚さ十二ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十五ミリメートル以上のパーテイクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級若しくは二級ものに限る。）としなければならない。ただし、たるき相互間の間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、厚さ十八ミリメートル以上のものに限る。）とすることができる。

九 小屋組の各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎ又は屋根下地材とは、次の表の繋結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の繋結の方法の欄に掲げるとおり繋結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が次の表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

口	(一)	繋結する部分	繋結の方法			許容せん断耐力
			くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	
たるきとむなき	たるきと天井根太	C N九〇	三本	一	一箇所あたり二四〇〇	一箇所あたり二四〇〇
B N七五	四本	C N七五	三本	一	ニュートン	一箇所あたり一七〇〇
						ニュートン

口	(一)	繋結する部分	繋結の方法			許容せん断耐力
			くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	
たるきとむなき	たるきと天井根太	C N九〇	三本	一	一箇所あたり二四〇〇	一箇所あたり二四〇〇
B N七五	四本	C N七五	三本	一	ニュートン	一箇所あたり一七〇〇
						ニュートン
						ログラム

四	たるき 屋根下 地材 ラスト 屋根下 分 その他の部分	B N 五〇	C N 五〇	B N 六五	C N 六五	三本	一箇所あた り一一〇〇 ニユートン	たるき 屋根下 地材の ラスト 外周部	C N 五〇	B N 五〇	一	一五センチメ ートル以下 一〇センチメ ートル以下 一〇センチメ ートル以下 一〇センチメ ートル以下 トノ	一五センチメ ートル以下 一メートル 当たり二六 〇〇ニユート ン	一五センチメ ートル以下 一メートル 当たり二六 〇〇ニユート ン

四	たるき 屋根下 地材 ラスト 屋根下 分 その他の部分	B N 五〇	C N 五〇	B N 六五	C N 六五	三本	一箇所あた り一一〇キ ログラム	たるき 屋根下 地材の ラスト 外周部	C N 五〇	B N 五〇	一	一五センチメ ートル以下 一〇センチメ ートル以下 一〇センチメ ートル以下 一〇センチメ ートル以下 ム	一五センチメ ートル以下 一メートル 当たり二六 〇キログラム	一五センチメ ートル以下 一メートル 当たり二六 〇キログラム

十 令第八十二条第一号から第三号に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合を除き、小屋の屋根又は外壁（以下「屋根等」という。）に設ける開口部の幅は二メートル以下とし、かつ、その幅の合計は当該屋根等の下端の幅の二分の一以下としなければならない。ただし、構造耐力上有効な補強を行つた開口部であつて次のイからハまでに該当するものは、その幅を三メートル以下とすることができる。

イ 小屋の屋根に設けられるものであること。

ロ 屋根の探部からの距離が一メートル以上であること。

ハ 他の開口部からの距離が二メートル以上であること。

十一 屋根等に設ける幅九十七センチメートル以上の開口部の上部には、開口部を構成する部材と同寸法以上の断面を有するまぐさ受けによつて支持されるまぐさを構造耐力上有効に設けなければならない。ただし、これと同等以上

十 実験又は計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合を除き、小屋の屋根又は外壁（以下「屋根等」という。）に設ける開口部の幅は二メートル以下とし、かつ、その幅の合計は当該屋根等の下端の幅の二分の一以下としなければならない。ただし、構造耐力上有効な補強を行つた開口部であつて次のイからハまでに該当するものは、その幅を三メートル以下とすることができる。

イ 小屋の屋根に設けられるものであること。

ロ 屋根の探部からの距離が一メートル以上であること。

ハ 他の開口部からの距離が二メートル以上であること。

十一 屋根等に設ける幅九十七センチメートル以上の開口部の上部には、開口部を構成する部材と同寸法以上の断面を有するまぐさ受けによつて支持されるまぐさを構造耐力上有効に設けなければならない。ただし、これと同等以上

の構造耐力上有効な補強を行つた場合においては、この限りではない。

十一 母屋及び小屋つかを用いた小屋組とする場合又は第三十七条に規定する木質断熱複合パネル又は木質接着複合パネルを用いた屋根版とする場合においては、令第八十二条第一号から第二号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめなければならない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「小屋組又は屋根版」と読み替えて計算を行うものとする。

第八 防腐処置等

一 土台がべた基礎又は布基礎と接する面及び鉄網モルタル塗その他の壁の枠組が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙その他これに類するもの

を使用しなければならない。

一 地面から一メートル以内の構造耐力上主要な部分（床根太及び床材を除く。）には、有効な防腐処置を講ずることも、必要に応じて、しるありその他の虫による害を防ぐための処置を講じなければならない。

三 腐食のおそれのある部分及び常時湿潤の状態となるおそれのある部分の部材を繋結するための金物には、有効なさび止め処置を講じなければならない。

い。

2| 構造耐力上主要な部分に薄板軽量形鋼を用いる場合にあつては、表面仕上げの組成又は付着量が、日本工業規格（以下「J I S」という。）G 3301（溶融亜鉛めつき鋼板及び鋼帯）一九九八に定めるめつきの付着量Y一七、J I S G 3301-17（溶融亜鉛五%アルミニウム合金めつき鋼板及び鋼帯）一

一九九四に定めるめつきの付着量Y一八又はJ I S G 3301-1（溶融五五%アルミニウム一亜鉛合金めつき鋼板及び鋼帯）一九九八に定めるめつきの付着量Y一五〇に適合するものとしなければならない。ただし、コンクリート

に直接接した土台又は下枠として用いる場合にあっては、JIS G 3312
(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)――九九四に定める塗膜の耐久性一八
及びめつきの付着量Z(七に適合するものとしなければならない。

第九 構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等

一 次のイ及びロに該当する建築物等については、第一第一号及び第三から第七までの規定は適用しない。

イ 次の(1)から(5)までに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

七までの規定は適用しない。

(1) 令第八十二条各号に定めるところによること。

(2) 構造耐力上主要な部分に使用する構造部材相互の接合部がその部分の存在応力を伝えることができるものであることを確かめること

(3) 建築物等の地上部分について、令第八十七条第一項に規定する風圧力(以下「風圧力」という。)によって各階に生じる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一(風圧力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生じるおそれがない場合にあっては、百一十分の一)以内であることを確かめること

(4) 建築物等の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力(以下「地震力」という。)によって各階に生じる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一(地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生じるおそれがない場合にあっては、百一十分の一)以内であることを確かめること

(5) 建築物等の地上部分について、令第八十二条の四各号に定めるところによること。
この場合において、耐力壁に木質接着複合パネルを用いた場合には、同条第一号に規定する建築物の各階のD_sの数値は、○・五五以上の数値を用いるものとする。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の剛性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができる。

ロ 構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から三十七センチメートル以内の外周の部分が、鉄筋コンクリート造、鉄筋造その他腐朽及びしるありその他の虫による害で構造耐力上支障のあるものを生じるおそれのない構造であること。

二 次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第四の第一号(根太の支点間の距離に係る部分に限る。)及び第七号、第五の第四号、第五号、第十一号、第十四号及び第十五号並びに第七の第九号の規定は適用しない。
イ 前号イ(1)及び(2)に定めるところによること。
ロ 建築物等の地上部分について、令八十二条の三第一号に定めるところによること。

三 第一号イ(1)及び(2)に定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物については、第四の第七号、第五の第四号、第十四号及び第十五号並びに第七の第九号の規定は適用しない。

第十 耐久性等関係規定の指定

第八で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

第九 構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等

一 次のイ及びロに該当する建築物等については、第一から第七までの規定は適用しない。

イ 次の(1)から(5)までに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

七までの規定は適用しない。

(1) 令第八十二条各号に定めるところによること。

(2) 構造耐力上主要な部分に使用する構造部材相互の接合部がその部分の存在応力を伝えることができるものであることを確かめること

(3) 建築物等の地上部分について、令第八十七条第一項に規定する風圧力(以下「風圧力」という。)によって各階に生じる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一(風圧力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生じるおそれがない場合にあっては、百一十分の一)以内であることを確かめること

(4) 建築物等の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力(以下「地震力」という。)によって各階に生じる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一(地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生じるおそれがない場合にあっては、百一十分の一)以内であることを確かめること

(5) 建築物等の地上部分について、令第八十二条の四各号に定めるところによること。
この場合において、耐力壁に木質接着複合パネルを用いた場合には、同条第一号に規定する建築物の各階のD_sの数値は、○・五五以上の数値を用いるものとする。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の剛性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができる。

ロ 構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から三十七センチメートル以内の外周の部分が、鉄筋コンクリート造、鉄筋造その他腐朽及びしるありその他の虫による害で構造耐力上支障のあるものを生じるおそれのない構造であること。

二 次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第四の第二号(根太の支点間の距離に係る部分に限る。)及び第七号、第五の第四号、第五号、第十一号、第十四号及び第十五号並びに第七の第九号の規定は適用しない。
イ 前号イ(1)及び(2)に定めるところによること。
ロ 建築物等の地上部分について、令八十二条の三第一号に定めるところによること。

三 第一号イ(1)及び(2)に定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物については、第四の第七号、第五の第四号、第十四号及び第十五号並びに第七の第九号の規定は適用しない。